

大和市告示第272号

大和市健康ポイント事業実施要綱を次のように定める。

平成28年12月28日

大和市長 大 木 哲

大和市健康ポイント事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が実践する健康づくりの取組に対して健康ポイント（以下「ポイント」という。）を付与し、そのポイントに対して、予算の範囲内で景品を交付する大和市健康ポイント事業（以下「ポイント事業」という。）を実施することにより、健康づくりに関心がない又は関心がありながらも実践していない市民の自主的かつ積極的な健康づくりの取組を促進することを目的とする。

(対象者)

第2条 ポイント事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている40歳以上の者（当該年度内に満40歳に達する者を含む。）とする。

(ポイント付与の対象等)

第3条 ポイント付与の対象となる取組（以下「健康プログラム」という。）の内容、付与するポイント数その他必要な事項は、別に定める。

(ポイント付与の方法等)

第4条 市長は、ポイント事業に参加しようとする者（以下「参加者」という。）に対し、ヤマトン健康ポイントカード（以下「カード」という。）を配布するものとする。

2 市長は、参加者が健康プログラムを実践した実績を別に定める方法でカードに記録することにより、ポイントを付与するものとする。

3 前項の規定により付与されたポイントは、当該付与された年度のポイント事業に関する範囲において有効とする。

(景品)

第5条 市長は、第1条の目的に合致する物品で、適正かつ妥当な価格のものを景品として定めるものとする。

(景品の応募)

第6条 参加者は、付与されたポイントが別に定める数に達したときは、当該ポイントが記録され

たカードを市長に提出することにより、次条の規定による景品の抽選に応募することができる。

2 前項の規定による応募が次の各号のいずれかに該当するときは、当該応募は無効とする。

- (1) 必要な事項がカードに記載されておらず、応募者を特定できないとき。
- (2) 付与されたポイント数が前項に規定する数に達していないとき。
- (3) 参加者が偽りその他不正な手段により、ポイントを獲得していたとき。
- (4) その他市長が不適切と認めるとき。

(景品の抽選)

第7条 市長は、景品を交付する候補者（以下「候補者」という。）を選定するために、前条の規定により有効な応募をした者（以下「応募者」という。）を対象に抽選を行うものとする。ただし、応募者の数が選定する候補者の予定数以下であるときは、当該抽選を行わず全ての応募者を候補者とするものとする。

2 前項の抽選は、年度内に4回実施するものとし、その実施方法等は別に定める。

3 市長は、候補者に抽選の結果を通知するものとする。

(当選者の確定)

第8条 市長は、候補者のカードに記録された内容を審査し真正であると確認したときは、当該候補者を景品を交付する者（以下「当選者」という。）として確定するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査を行うに当たり必要と認めるときは、カードに記録された健診等の受診の事実を確認できる書類（以下「受診確認書類」という。）の提出を求めることができる。

(景品の送付等)

第9条 市長は、1回の抽選に係る全ての当選者を確定したときは、速やかに、景品を当選者に送付するものとする。この場合において、景品の送付先が市外であるときは、当選者は送付に要する費用を負担し、又は市長が指定する期日及び場所において受領するものとする。

2 市長は、当選者の責めに帰すべき事由により前項の送付の日又は市長が指定する期日から1月を経過してもなお景品が受領されないときは、その当選を取り消すことができる。この場合において、市長は当選を取り消した旨を通知しなければならない。

3 前項の規定により当選を取り消したときは、第7条の規定による抽選において候補者に選定されなかった者を対象に再度抽選を行い、繰上げ候補者を選定することができる。この場合におけるカードの記録内容の審査については前条の規定を、景品の送付及び受領については前2項の規定をそれぞれ準用する。

(カードの紛失)

第10条 カードを紛失したときは、それまでに付与されたポイントは原則として無効とする。た

だし、健診等に係るポイントが受診確認書類等により確認できる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、紛失したカードが発見されたこと等により、紛失時までのポイントが確認できる場合は、当該ポイントを紛失後に付与されたポイントに合算できるものとする。

(様式)

第 11 条 この要綱で使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 28 年度における全ての参加者に対し、カードを配布する当初に 5 ポイントを付与するものとする。
- 3 第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 28 年度の抽選の実施回数は、1 回とする。

別表（第 1 1 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	ヤマトン健康ポイントカード	第 4 条